



16 議総第 6 1 号

平成 17 年 (2005 年) 2 月 2 1 日

長野県知事 田中康夫 様

長野県議会議長 古 田 芙



県有施設における敷地内禁煙について

このことについて、県議会は以前から一部会派を除く大多数の会派の合意による意見として、「県民共有の財産である県有財産は、県民の理解と合意によりその管理運営がされるべきものであり、この度、一方的に実施された敷地内禁煙の取組みには賛成できない。」旨を繰り返し申し上げてきたところであります。

これに対し、平成 17 年 2 月 8 日付けの貴職からの書面では、「県内外の方々からの手紙やメールでは約 8 割が『敷地内禁煙』に賛成である」と主張されておりますが、少なくとも議員に寄せられる県民の声を聞く限り、(貴職の書面では「県内外」とありますが) 県民の約 8 割が「敷地内禁煙」に賛成されているとは到底思われません。

また、これらの意見は「敷地内禁煙の実施以降」に寄せられたとのことでありますが、県有施設の管理運営を県民から委ねられている立場にある県としては、本来、「建物内禁煙」や「敷地内禁煙」を実施する前の段階で県民の多様な意見を伺う必要があったのではないのでしょうか。

さらに、県職員労働組合との関係においていえば、いまだ「敷地内禁煙」の実施に関しての合意はされておられません。

議会に対する貴職からの再三再四にわたる依頼は真摯に受け止めてはおりますが、関係者の合意が得られているとは言い難い等の現時点における議会としての意見は、平成 17 年 2 月 4 日付 16 議総第 56 号で回答した内容のとおりであります。